

公園施設等における無人航空機の飛行の規制に関するガイドラインの概要について

1 背景等

無人航空機については、写真、映像の撮影や施設、設備の維持管理等の分野での利用が拡大する一方で、落下事案が発生するなど、安全、安心面における課題もある。

このため、平成27年当時において、緊急的な措置として、不特定多数の県民が利用する公園施設等における無人航空機の飛行の規制についてガイドラインを定めたが、その必要性は航空法等による無人航空機の規制がなされた現在でも失われていないことから、航空法等の改正に併せて改正を行うものである。

2 規制の趣旨

無人航空機の頭上からの落下、接触等による県民の生命、身体及び財産への被害防止のための措置として、不特定多数の県民が利用する施設において無人航空機を飛行させる行為を迷惑行為と位置付けて規制する。

3 無人航空機の飛行を規制する公園施設等（対象施設は一覧表のとおり25施設）

- (1) 公園施設
- (2) 港湾施設の一部（主に緑地、マリナーや客船のふ頭等として利用されている港湾施設の一部）

4 飛行を規制する無人航空機

飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他の機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの

5 無人航空機の多面的活用等への対応

無人航空機の様々な分野における活用、新たな産業創出の取組み等に応えるため、以下の場合には、「知事が特別の理由があると認めるもの」として、無人航空機の飛行を規制しないこととする。

- (1) 業務（報道目的を含む。）として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合
- (2) 公園施設等の状況に応じた周囲の安全確認を条件として、飛行目的、態様からその飛行を認めるもの

ア 教育機関、研究機関、民間事業者が学術、研究、技術開発等のために飛行させる場合

イ 接触しても人及び物件の安全が損なわれるおそれが少ない超軽量のもの（重量が数百グラム程度以下のもの）を飛行させる場合

ウ 十分な強度を有する紐等（長さが30m以下のものに限る。）で係留し、飛行可能な範囲内への第三者の立入管理等の措置を講じて飛行させる場合

なお、(1)と(2)ウについては個別の条例で知事の許可が必要となる場合がある。また、(1)と(2)ア・ウについては、個別の条例で知事の許可が必要でない場合であっても、知事が特別の理由があると認める際に許可制と同等程度の手続を必要とすることとする。

6 過料の適用

条例の規定に違反した場合について、原則過料の規定を適用するものとする。

無人航空機の飛行を規制する公園施設等の一覧表

条例名	対象施設
富山県立都市公園条例 (昭和 52 年富山県条例第 41 号)	富岩運河環水公園、総合運動公園、県庁前公園、五福公園、 岩瀬スポーツ公園、空港スポーツ緑地、常願寺川公園
富山県置県百年記念県民公園条例 (昭和 58 年富山県条例第 4 号)	県民公園太閤山ランド、県民公園新港の森
	県民公園頼成の森、県民公園自然博物館、県民公園野鳥の園
富山県利賀芸術公園条例 (平成 6 年富山県条例第 41 号)	利賀芸術公園
富山県立自然公園条例 (昭和 46 年富山県条例第 4 号)	有峰県立自然公園、白木水無県立自然公園、朝日県立自然公園、 五箇山県立自然公園、医王山県立自然公園、僧ヶ岳県立自然公園
富山県立山山麓 ^{ろく} 家族旅行村条例 (昭和 56 年富山県条例第 3 号)	立山山麓 ^{ろく} 家族旅行村
富山県花総合センター条例 (昭和 62 年富山県条例第 4 号)	花総合センター
富山県 21 世紀の森条例 (昭和 58 年富山県条例第 3 号)	21 世紀の森
富山県植物公園条例 (平成 5 年富山県条例第 54 号)	中央植物園
富山県有峰森林文化村条例 (平成 14 年富山県条例第 39 号)	有峰森林文化公園
富山県港湾管理条例 (昭和 37 年富山県条例第 35 号)	伏木富山港の一部 (海王丸パークほか)

対象施設数：25施設